



埼玉県報

第95号
令和2年(2020年)
4月7日
火曜日

目次

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 山王用土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 荒木郷地裏土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 建設業法第29条第1項に基づく許可取消処分（建設管理課）
- 新座都市計画道路の変更（都市計画課）
- 羽生都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 宅地建物取引業法の規定に基づく業務停止処分の公告（建築安全課）
- 県道鴻巣停車場線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣停車場線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

正誤

- 埼玉県規則第34号訂正（医療人材課）

告示

埼玉県告示第三百二十九号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証
神川町	平成三十年度	地籍図三十四枚	令和二年三月
	令和元年度	地籍簿一冊	
		阿久原九地区 （大字上阿久原 ・大字下阿久原 の各一部）	

告 示

埼玉県告示第三百三十号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

深谷市	平成三十年度	地籍図二十九枚	深谷第三十八地区（大谷の一部）	令和二年三月三十日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地	区
				年
				月
				日
				証

告 示

埼玉県告示第三百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール羽生

埼玉県羽生市川崎二丁目二百八十一番地三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンモール株式会社 代表取締役 岩村康次

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ハ 変更年月日

令和二年三月一日

ニ 届出年月日

令和二年三月二十三日

二 縦覧期間

令和二年四月七日から令和二年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年四月七日から令和二年八月七日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第三百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ北本店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）カインズホーム北本店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地外

（変更後）カインズ北本店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

株式会社オートアールズ 代表取締役 土屋嘉雄

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

ハ 変更年月日

令和二年三月十九日外

ニ 届出年月日

令和二年三月十九日

二 縦覧期間

令和二年四月七日から令和二年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年四月七日から令和二年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ北本店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 七千八百二十八平方メートル

（変更後） 九千二百九十六平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 三二三台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 四四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 三九〇平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 四九六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 四四立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 五四立方メートル

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 駐車場―一 午前六時から午後九時三十分

駐車場―二 午前六時から午後九時三十分

（変更後） 駐車場―一 午前六時から午後九時三十分

駐車場―二 午前六時から午後九時三十分

駐車場―三 午前六時から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 八か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設―一 午前六時から午後九時

荷さばき施設―二 午前六時から午後九時

荷さばき施設―三 午前六時から午後九時

(変更後) 荷さばき施設―一 午前六時から午後九時

荷さばき施設―二 午前六時から午後九時

荷さばき施設―三 午前六時から午後九時

荷さばき施設―四 午前六時から午後九時

ハ 変更年月日

令和二年十一月二十日

二 届出年月日

令和二年三月十九日

二 縦覧期間

令和二年四月七日から令和二年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年四月七日から令和二年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール上尾

埼玉県上尾市愛宕三丁目千八百八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンモール株式会社 代表取締役 岩村康次

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ハ 変更年月日

令和二年三月一日

ニ 届出年月日

令和二年三月二十三日

二 縦覧期間

令和二年四月七日から令和二年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年四月七日から令和二年八月七日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第三百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール上尾

埼玉県上尾市愛宕三丁目千八百八番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- (1) 畑医院交差点の右折が困難なため、大渋滞が見込まれることから渋滞緩和のため、信号を矢印式信号に変更を要望。
- (2) 「下上尾」バス停留所の位置が移設されたが、降りてすぐ側にバリエープラザの車両入り口があり、バス停車時に避けてきた車両と接触事故を起こす可能性が高いため、バス停の位置を元に位置に戻すよう要望。
- (3) 車両の出入庫が夜間でも確認できるようにしたいため、イオン上尾のストップ出入口箇所にパトランプの設置を要望。
- (4) 事故防止のため、出入口箇所に交通誘導員の常時配置を要望。
- (5) ブリッジが架かったことにより、バリエープラザの上尾のサイン（屋外広告）の視認性が悪くなったため、ブリッジにバリエープラザのサインの設置を要望。

二 縦覧期間

令和二年四月七日から令和二年五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告示

埼玉県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、山王用土地利用改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	中島 實	埼玉県深谷市本田二千二十三番地

告示

埼玉県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
荒木郷地裏土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所
について、次のとおり届出があった。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	野村 正幸	埼玉県行田市大字荒木三千六百十五番地
同	佐藤 榮一	同 同 同 三千五百五十六番地
同	松村 幸雄	同 同 同 三千六百二十二番地
同	井ノ山 竹男	同 同 同 三千五百八十番地二
同	北岡 健一	同 同 同 三千五百七十番地
同	北岡 孝一	同 同 同 三千五百八十一番地
同	野口 誠一	同 同 同 三千六百三十四番地四
同	園部 弘行	同 同 同 須加八百七十五番地
同	鎗田 榮三	同 同 同 荒木三千五百四十五番地
同	片柳 三郎	同 同 同 五千四百四十一番地
同	武井 修	同 同 同 二千三百二十七番地二
同	高澤 進	同 同 同 千五百二十三番地二
同	石田 雄一	同 同 同 千九百五十四番地
同	間々田 英治	同 同 同 千六百二番地
監事	木元 紘一	同 同 同 千九百九十番地一
同	園部 修	同 同 同 須加四千百十一番地
同	川嶋 春夫	同 同 同 荒木五千百八十一番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	野村 正幸	埼玉県行田市大字荒木三千六百十五番地
同	佐藤 榮一	同 同 同 三千五百五十六番地
同	松村 幸雄	同 同 同 三千六百二十二番地
同	井ノ山 竹男	同 同 同 三千五百八十番地二
同	野口 忠義	同 同 同 三千五百八十三番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
川嶋春夫	園部修	木元紘一	間々田英治	石田雄一	木元庸夫	高澤進	武井修	片柳三郎	北岡秀雄	鎗田榮	園部弘行	野口誠一	北岡孝一	國島健一	北岡一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県行田市大字荒木三千五百七十番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
荒木五千百八十一番地一	須加四千百十一番地	同 千九百九十番地一	同 千六百二番地	同 千九百五十四番地	同 二千十三番地	同 千五百二十三番地二	同 二千三百二十七番地二	同 五千百四十一番地	同 三千六百三十番地	同 荒木三千五百四十五番地	同 須加八百七十五番地	同 三千六百三十四番地四	同 三千五百八十一番地	同 千九百十三番地二	

告 示

埼玉県告示第三百三十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和二年三月三十日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社小澤鉄筋

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県朝霞市宮戸二丁目四番一〇―七〇六号

ハ 代表者の氏名

小澤 正人

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十七）第二三一二五号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社小澤鉄筋の役員は、刑法違反の罪により、川越簡易裁判所から罰金十
万円の略式命令を受け、平成二十九年三月二十四日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等のうちに第八号に該当する者のあるも
の）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可
の取消し事由に該当する。

告 示

埼玉県告示第三百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により羽生市から羽生都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告示

埼玉県告示第三百四十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により令和二年四月二日付けで、次のとおり処分した。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処分 の 内 容
株式会社 エヌエス コーポレ ーション	白田 俊夫	神奈川県鎌倉 市稲村ガ崎一 丁目十五番二 十三号（宅地 建物取引業法 上の事務所所 在地埼玉県さ いたま市大宮 区仲町二丁目 二十七番地）	三十日間の業務の全部停 止

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
鴻巣市本町一丁目二九三二番地先から 同市本町一丁目二九三三番地先まで	鴻巣市本町一丁目二九三四番地先から 同市本町一丁目二九三四番地先まで	区 間
一七・五五〇二九・二六	一一・〇〇〇一六・〇五	敷地の幅員 (メートル)
一四二・一七		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

鴻巣停車場線	路線名
鴻巣市本町一丁目二九三二番地先から 同市本町一丁目二九三三番地先まで	供用開始の区間
令和二年四月七日	供用開始の期日
令和二年四月七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一四二・一七メートル	備考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣桶川さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市本町一丁目二八三七番一地先まで	鴻巣市本町一丁目二九三三番地先から	区 間
一〇・八二〇二一・六四	一〇・七二〇一〇・八七	敷地の幅員 (メートル)
七二・九八		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

路線名	鴻巣桶川さいたま線
供用開始の区間	鴻巣市本町一丁目二九三三番地先から 同市本町一丁目二八三七番一地先まで
供用開始の期日	令和二年四月七日
備考	令和二年四月七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長七二・九八メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年四月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

		第六号	指定番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
		令和二年 三月三十日	指定の年月日
		飯能市大字川寺二百十五―三、二百十五―五、 二百十五―六、二百十五―四十五、二百十八― 一、二百十八―二、二百十八―四、二百十八― 六、二百十八―七、二百十八―九、二百十八― 十一、二百二十四―一、二百二十四―二の各一 部及び飯能市大字川寺二百十八―二、二百十八 ―四、二百二十一―二、二百二十三―二、二百 二十四―一、二百二十四―二、飯能市栄町一― 二十一、一―二十四、九―一、九―十七、九― 十六、九―十五、九―十四、九―十三、九―十 二、九―十一、十一―一の各先	指定に係る道路の位置
飯能市大字笠縫二百五十四―四の一部		飯能市大字川寺四百九十二―一、四百九十二― 二、四百九十二―四、四百八十六―三の各一部 及び四百九十二―二、四百九十二―三、四百九 十二―一、四百八十六―三、四百九十四―十、 四百九十四―五、四百九十五―一の各先 飯能市大字川寺四百九十二―三	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
八・二九		百十六・三三二	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)
六・〇		十六・〇〇十七・五	
二十六・四九			
十・〇			

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年四月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和二年四月一日

指令越建セ第〇一〇二〇二号

二 検査済証番号

令和二年四月三日

越建セ第一一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島七百二十六番三、七百二十六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端二丁目二番二十四号 セルアーモ並木三〇六号

小関 滋世

正 誤

埼玉県規則第三十四号（令和二年三月三十一日第九十三号）訂正
次のとおり訂正する。

正

埼玉県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

埼玉県立高等看護学院学則（昭和四十八年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第一条中「昭和四十八年埼玉県条例第五十四号」の下に「。第十三条の二第一項及び第二十三条第一項において「条例」という。」を加える。

第三章中第十三条の次に次の一条を加える。

（入学料の減免）

第十三条の二 条例第六条第二項の規定による入学料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、次項に定める場合を除き、保証人二人が連署した様式第七号の入学料（授業料）減免申請書に入学料の減免の理由を証明する書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項の規定による入学料の減免を受けようとする者は、学院長が別に定める様式の申請書に入学料の減免の理由を証明する書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

第二十三条を次のように改める。

（授業料の減免）

第二十三条 条例第七条第二項の規定による授業料の減免を受けようとする者は、次項に定める場合を除き、保証人二人が連署した様式第七号の入学料（授業料）減免申請書に授業料の減免の理由を証明する書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

2 大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定による授業料の減免を受けようとする者は、学院長が別に定める様式の申請書に授業料の減免の理由を証明する書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

第二十四条の見出し中「減額等」を「減免」に改め、同条中「減額又は免除を」を「減免（大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定によるものを除く。）を」に、「減額又は免除の」を「減免の」に、「授業料減額（免除）理由解消届」を「授業料減免理由解消届」に改める。

第三十条を次のように改める。

(会議)

第三十条 学院の運営に必要な会議については、学院長が別に定めるところによる。

様式第七号中「第 2 3 条関係」や「第 1 3 条の 2、第 2 3 条関係」及び「授業料減額（免除）申請書」や「入学料授業料減免申請書」及び「あて先」や「宛先」及び「授業料の減額（免除）」や「入学料授業料の減免」及び「2 減額（免除）」や「2 減免」に改める。

様式第八号中「授業料減額（免除）理由解消届」や「授業料減免理由解消届」及び「あて先」や「宛先」及び「授業料の減額（免除）」や「授業料の減免」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。